

お取引先様

2019年12月10日

株式会社わだまんサイエンス  
機能性素材、OEM事業部  
本社：〒604-0845京都市中京区烏丸御池上る二条殿町546  
Tel.075-222-7318



## 太田油脂(株)製リグナンリッチ黒ごま油の搾油工程中の アーモンド種子の使用について

前略

平素より弊社の「リグナンリッチ黒ごま油」を御使用頂き感謝する次第でございます。

別紙のように、2019年9月にアレルギーの原因となる特定物質としてアーモンドが推奨表示に加わりました。

太田油脂(株)製のリグナンリッチ黒胡麻油の搾油工程中には、アーモンド油の使用がありますので、今後最終製品の表示等への追加をお願い致します。

なお、コンタミ防止対策については、精製油であることでアレルギーであるタンパク質が少ないこと、製造時の切替では、共洗いを実施し、よう素価・風味による切替ができていることを確認することで、コンタミを防止しております。

\*\*\*\*\*

2019年12月9日

株式会社わだまんサイエンス 御中

太田油脂株式会社  
品質保証室



### アーモンドのコンタミの可能性について

【対象製品 : 斗缶商品】

- ・同一ラインでアーモンド油の使用があります。

アーモンド油の為、たんぱく質含有量はほとんどなく、使用した場合は製品油で共洗いによる洗浄を行い、切り替わったことを確認して充填していることから、コンタミする可能性は低いものと考えます。

以上

国税庁次長 殿  
農林水産省消費・安全局長 殿  
各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、平成 30 年度「食物アレルギーに関連する食品表示に関する調査研究事業報告」の内容を踏まえ、「アーモンド」を特定原材料に準ずるものに追加することとしま  
上記見直しに係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈  
確化すべきと判断した事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準につ  
（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する  
をお願いします。